

2026年6月19日

各位

会社名 日本信号株式会社  
代表者名 代表取締役社長 後藤 隆一  
(コード番号: 6741 東証プライム)  
問合せ先 執行役員総務部長 藤本 浩正  
(TEL: 代表 03-3217-7200)

### 譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日（以下、「本割当決議日」という。）開催の取締役会において、以下のとおり譲渡制限付株式報酬として自己株式処分（以下、「本自己株式処分」又は「処分」という。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 1. 処分の概要

(1) 払込期日	2026年7月17日
(2) 処分する株式の種類及び総数	当社普通株式 40,863株
(3) 処分価額	1株につき1,562円
(4) 処分総額	63,828,006円
(5) 割当予定先	当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。） 3名 16,899株 当社執行役員 10名 23,964株

#### 2. 処分の目的及び理由

当社は、2026年5月12日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入することを決議いたしました。また、2026年6月19日開催の第143回定時株主総会において、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年20万株以内とし、その金額は既存の報酬枠の範囲内で年額100百万円以内とすること等につき、ご承認をいただいております。

また、当社は、当社の執行役員（以下、「対象執行役員」といい、対象取締役と合わせて「対象取締役等」という。）についても本制度と概ね同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入することを決議しております。

その上で、当社は、本日開催の取締役会において、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえながら、本制度の目的、当社の業績その他諸般の事情を勘案し、対象取締役3名、対象執行役員10名に対し、金銭報酬債権合計63,828,006円（以下、「本金銭報酬債権」という。）を支給することを決議し、同じく本日開催の取締役会において、本制度に基づき、対象取締役等から当社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付を受けることにより、当社の普通株式40,863株（以下、「本割当株式」という。）を処分することを決議いたしました。

#### 3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、本割当決議日の直前営業日（2026年6月18日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である1,562円としております。これは、当社取締役会の決議直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

## <株式割当契約の概要>

当社と対象取締役等との間で個別に締結予定の譲渡制限付株式割当契約の概要は以下のとおりです。

### (1) 譲渡制限期間

対象取締役等は、本割当株式の払込期日（以下、「本払込期日」という。）から当社の取締役又は執行役員のいずれの地位をも退任する日又は本払込期日の属する事業年度に係る当社の有価証券報告書（本払込期日が当社の事業年度開始後6ヵ月以内の日である場合には当社の半期報告書）が提出される日のいずれか遅い日までの間（以下、「本譲渡制限期間」という。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものといたします。

### (2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役等が本払込期日の直前の当社の定時株主総会を含む月の翌月から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までの期間（但し、対象執行役員の場合は、本払込期日の直前の当社の事業年度開始日以降、最初に到来する当社の事業年度末日までの期間。以下、「本役務提供期間」という。）、継続して当社の取締役又は執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。但し、対象取締役等が本役務提供期間中、正当な理由により退任した場合又は死亡により退任した場合、対象取締役等が保有する本割当株式のうち本払込期日の直前の当社の定時株主総会の開催日を含む月の翌月（但し、対象執行役員については本払込期日の属する当社の事業年度開始日を含む月）から、対象取締役等が退任した日を含む月までの月数を12で除した数（但し、計算の結果1を超える場合は、1とする。）に、当該時点において対象取締役等が保有する本割当株式の数に乗じた数の株数（但し、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の株式について、譲渡制限を解除いたします。

### (3) 無償取得事由

対象取締役等が、本役務提供期間中、正当な理由によらず当社の取締役又は執行役員のいずれの地位からも退任した場合等には、当社は本割当株式を当然に無償で取得いたします。また、上記(2)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

### (4) マルス・クローバック条項

当社は、本譲渡制限期間中及び譲渡制限の解除後において、対象取締役等が法令又は社内規程等に重要な点で違反したと当社取締役会が認めた場合及び重大な不正会計や巨額損失等を含む当社取締役会が定める一定の事由が生じた場合、対象取締役等に割当てられた本割当株式の全部又は一部を無償取得し、又は譲渡制限が解除された当社普通株式相当額を支払わせるものといたします。

### (5) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、本払込期日の直前の定時株主総会の開催日を含む月の翌月（対象執行役員については本払込期日の属する当社の事業年度の開始日を含む月）から当該承認の日（以下、「組織再編等承認日」という。）を含む月までの月数を12で除した数（但し、その数が1を超える場合は、1とする。）に、組織再編等承認日において対象取締役等が保有する本割当株式の数に乗じた数の株数（但し、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の株式について、当該組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除いたします。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

### (6) 株式の管理

対象取締役等は、当社が指定する証券会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する専用口座を開設し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式の全部を当該専用口座に保管・維持するものといたします。

以上